

座間市福祉推進作文・標語募集要領

1 趣 旨

福祉に関する体験や思いなどに基づく作文、標語を募集し、福祉に対する興味、関心の向上を図るとともに、優秀作品の公表を通じて福祉意識の醸成を図るものとする。

2 テーマ

福祉に関すること

3 募集作品

- (1) 福祉推進作文
- (2) 福祉推進標語

4 作品の規格

- (1) 福祉推進作文
 - ・小学生 400字詰原稿用紙2枚以内
 - ・中学生 400字詰原稿用紙4枚以内
- (2) 福祉推進標語 用紙を特に指定しない。

5 応募資格

- (1) 福祉推進作文 市内小学校の児童及び中学校の生徒
- (2) 福祉推進標語 市内在住・在勤及び在学者

6 応募規定

- (1) 一人1点
- (2) 自作品で未発表の作品に限る。
- (3) 生成AI等を使用していない作品に限る。

7 周知方法

- (1) 市内小学校の児童及び中学校の生徒 各学校へ依頼
- (2) 上記以外 広報ざま及び市ホームページ

8 応募期間

年度ごとに定める。

9 作品の応募方法

- (1) 福祉推進作文
 - ア 必要事項の記載 作品に、題名、学校名、学年、氏名を記入
 - イ 提出作品数の上限 作成された作品を各学校で事前に審査し、最大次の数の作品を提出できる。

小学校（1・2年生）	小学校（3・4年生）	小学校（5・6年生）	中学校
2点	2点	2点	5点

- (2) 福祉推進標語

ア 市内小学校の児童及び中学校の生徒

(ア) 必要事項の記載 作品に、題名、学校名、学年、氏名を記入

(イ) 提出作品数の上限 作成された作品を各学校で事前に審査し、最大次の数の作品を提出できる。

小学校（１・２年生）	小学校（３・４年生）	小学校（５・６年生）	中学校
１点	１点	１点	３点

イ 市内在住・在勤及び在学者（市内小学校の児童及び中学校の生徒を除く）

(ア) 必要事項の記載

作品に、住所、氏名、ふりがな、年齢、職業（在勤者は勤務先の名称、在学者は学校名）、電話番号を記入

(イ) 指定された期日までに地域福祉課に郵送または持参

１０ 審査

座間市福祉推進作文・標語審査委員会において審査する。

１１ 入賞作品数

入賞作品数については、原則次のとおりとし、座間市福祉推進作文・標語審査委員会の判断により最優秀賞以外の入賞作品数を変更することができる。また、座間市福祉推進作文・標語審査委員会での協議の結果、各賞について「該当なし」とすることも可とする。

区 分	福祉推進作文				福祉推進 標 語
	小学校			中学校	
	1・2年生	3・4年生	5・6年生		
最優秀賞	1	1	1	1	1
優 秀 賞	2	2	2	2	2
佳 作	4	4	4	4	4

１２ 賞状の贈呈

入賞者には、座間市福祉大会において賞状を贈る。

１３ その他

- (1) 入賞者は、市内小学校の児童及び中学校の生徒については氏名、学校名、学年を、市内在住・在勤・在学者（市内小学校の児童及び中学校の生徒を除く）については氏名、住所の一部（相模が丘、新田宿など）を広報ざま、市ホームページ、入賞作品集、福祉大会プログラムで公表する。
- (2) 最優秀作品は、座間市福祉大会で朗読する。
- (3) 入賞作品は、入賞作品集、市ホームページ等に掲載し、福祉展等で展示する。
- (4) 入賞作品集は、座間市福祉大会及び市内小中学校等に配布し、市ホームページ等に掲載し、福祉展等で配架する。
- (5) 応募作品は原本を提出し、福祉推進作文は神奈川県福祉作文コンクールの応募作品とする。
- (6) 応募作品は返却しない。

- (7) 応募者は、(1)～(6)の全てに同意したものとみなす。
- (8) この要領に定めるもののほか、福祉推進作文・標語の募集に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成 29 年 4 月 12 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 3 月 27 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 3 月 2 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 3 月 28 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。